

社団法人 町田 法人会報

社団法人 町田 法人会

東京都町田市原町田3-4-4
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453
(26) 4132

発行日 昭和61年7月1日

第19号(通刊47号)

昭和60年度

第6回通常総会特集号



題字は早川町田税務署長

目 次

第六回通常総会報告	3
昭和60年度会員増強功労者名簿	14
部会だより(青年部会、婦人部会)	15
61年度改正税法のポイント	18
法人税解説シリーズ(渡切交際費は給与になる)	21
商法・有限会社法改正試案について	26
町田法人会事業日程表	29
新入会員のご紹介	30

＝増やそう法人会員＝



ご挨拶

社団法人 町田法人会会長 三橋 忠正

第6回通常総会開催に際しましては、公務御多用の中、早川署長始め多数のご来賓のご臨席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、会員の皆様には、大変多忙の中、多数ご出席頂きまして誠に有難うございました。

平素は町田法人会の運営につきまして税務当局並びに役員、会員の皆様には多大のご支援ご協力を賜り心から厚くお礼を申し上げます。

社団化以来7年目を迎え、町田法人会は着実に充実、発展をして参りました。重点施策である会員増強・加入率の向上を始め、広報・研修・厚生などの各事業の実績、また、青年部会並びに婦人部会の目覚ましい成果は皆様ご承知のとおりでございます。

特に会員増強につきましては、現在会員数二千六百数十社・加入率79%と、東法連46会中第2位にランクされております。

5月23日に開催されました東法連総会におきまして、会員増強優秀会賞並びに会員増強功労者として本会より6名の方々が受章の栄誉に浴したのであります。

これらの成果はひとえに組織委員会、会員増強委員会の皆様の多大なご努力の賜であります。当会と致しましてもこの方々のご苦勞に対し功勞顕彰を申し上げ、その大きな功績をたたえた次第であります。

この他、研修委員会・広報委員会・源泉部会のご努力など、数々の成果につきましては次の議案内容をご覧頂きご理解を賜りたいと存じます。

終わりに、ご来賓並びに会員の皆様のご指導とご努力に対しまして重ねてお礼申し上げ、皆様の益々のご精進とご発展を祈念致しまして、私の挨拶と致します。



社団法人 町田法人会

第六回 通常総会報告

第六回通常総会は5月15日、相模原市の千寿閣において午後3時40分開催されました。

司会、杉浦理事の総会成立する旨により、石井副会長開会の辞のあとを受け、三橋会長から「本日の開催にあたり、早川町田税務署長をはじめ多数のご来賓の出席および会員各位の出席に対し謝意を表し、本年度も会の質的向上に努力すべきこと」を力強く述べ、続いて定款に基づき、同会長議長席につき、議事録署名人を次のとおり選出して、議案の審議に移行しました。

議事録署名人

町田市原町田4-5-6 大久保時夫

町田市中町2-19-15 飯田直敏

第1号議案 昭和60年度事業報告について 岩波総務委員長が報告。

第2号議案 昭和60年度収支決算報告並びに監査報告について、市川財務副委員長が報告し、続いて岩沢監事が監査報告を行った。

第3号議案 昭和61年度事業計画(案)については、岩波総務委員長が提案。

第4号議案 昭和61年度収支予算(案)については、市川財務副委員長が提案し、1~4号各議案とも慎重審議の結果満場一致で承認されました。

第5号議案 につきましては、岩波総務委員長から前理事中里氏の辞任に伴う理事一名補選である

ことを提案、議長は「木目田 元」氏を後任理事としたい旨発表承認を求めたところ、満場一致で承認され議事はとどこおりなく終了しました。

続いて、司会から「昭和60年度会員増強功労者」に対し感謝状の贈呈を行う旨により、高屋事務局長47名の功労者名を読みあげ、その代表として、鶴川地区萩生田博会員が三橋会長から感謝状の贈呈を受けました。功労者を代表し萩生田会員は、会の今後の発展のため努力する旨を述べ謝辞としました。

来賓紹介のあと、早川町田税務署長から、お祝いのごことばがあり、そのなかで会の充実した事業及び高加入率維持のため会長はじめ役員の方々の努力と、会員増強運動の功労者へのお祝いと労苦に対し深甚なる敬意が表されました。

このほか

澄田町田都税事務所長

町田市長代理 笠原助役

浜田東京税理士会町田副支部長

のご鄭重な祝辞を載しました。

最後に、鈴木副会長の閉会の辞により、ここに本総会は終了しました。

総会終了後、別室において懇親会を開催しそのさい、加藤商工会長からご祝辞を戴きました。



議案の概要

第1号議案 昭和60年度事業報告

- ◎(財)全国法人会総連合関係 行事 9回
- ◎(社)東京法人会連合会関係 行事 47回
- ◎三多摩法人会連合会関係 行事 5回
- ◎(社)町田法人会関係
- ◎会議 △総会1回 △監査1回 △定例理事会11回 △常任理事会3回 △役員会3回 △会員数調査定例会9回 △委員会11回 △打合せ9回 △地区役員会13回
- ◎事業 △地区別研修会6回 △年末調整事務説明会6回 △初級実務簿記講習会9回 △中級実務簿記講習会9回 △新設法人税務説明会12回 △決算法人税務説明会12回
- ◎会員増強関係 60年10月1日～61年3月末

町田法人会全役員により実施される。

◎関連行事 10回

◎その他

式典 ※会長国税庁長官表彰受彰式典

陳情 ※昭和60年11月7日付にて、昭和61年度税制改正要望事項について

地元選出衆議院議員 伊藤公介、石川要三、齋藤節、山花貞夫の各議員に対し、(社)東京法人会連合会々長 豊永幸三、(社)町田法人会々長 三橋忠正連記にて陳情を行った。

◎源泉部会関係 諸行事 11回

◎青年部会関係 諸行事 42回

◎婦人部会関係 諸行事 35回



第2号議案 昭和60年度決算報告及び監査報告承認の件

昭和60年度 収 支 決 算 書

自昭和60年4月1日～至昭和61年3月31日

I 収支計算の部

1. 収入の部

(単位 円) △は減を示す

款	科 目		予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
	項					
	会 費 収 入		2,464,140.00	2,395,260.00	△ 688,800	期末会員数(2,662社)
	基本財産運用収入		269,000	318,461	49,461	定期預金(基本金)利息
	補助金収入		2,494,000	2,365,635	△ 128,365	大型保障謝金等
	雑 収 入		590,000	1,123,986	533,986	簿記講座等
	受 取 利 息		-	160,425	160,425	普通預金利息
	前期繰越収支差額		1,254,383	1,254,383	0	
収入合計(A)			29,248,783	29,175,490	△ 73,293	

2. 支出の部

款	科 目		予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
	項					
業 費	講習講演会費		1,568,000	1,633,743	65,743	各種税法説明会、簿記講座等
	研究懇談会費		355,000	313,900	△ 41,100	税務懇談会費等
	地区、支部運営費		770,000	1,463,400	633,400	地区、支部運営活動費
	会報発行費		4,292,000	1,849,190	△ 2,442,810	会報発行費用
	連合会会報費		1,872,000	1,751,320	△ 120,680	「法人の税務」発送料
	広 報 費		332,000	431,610	99,610	広告料、野立看板地代
	連 合 会 費		400,000	601,000	201,000	全法連、東法連、三法連等の会費
	会員増強推進費		316,000	89,500	△ 226,500	会員勸奨費用
	行 事 費		3,000,000	2,478,320	△ 521,680	通常総会費用各部会の行事等
	通 信 費		550,000	404,335	△ 145,665	行事等案内通信費用
印刷製本費		300,000	50,800	△ 249,200	封筒等	
事業費計			13,755,000	11,007,118	△ 2,747,882	
管 理 費	給 料 手 当		9,500,000	6,879,524	△ 2,620,476	職員給与並びにパートタイマー支出
	退職給与引当金繰入		207,500	0	△ 207,500	
	退 職 金		-	3,105,000	3,105,000	職員退職金
	福利厚生費		110,000	77,462	△ 32,538	雇用保険料、勤労者互助会会費等
	役員会費		250,000	432,170	182,170	定例理事会等
	委員会費		200,000	212,150	12,150	各委員会の会議費用
	旅費交通費		450,000	461,340	11,340	役員員交通費
	消耗品費		380,000	0	△ 380,000	事務用品費に科目変更
	事務用品費		0	505,683	505,683	事務消耗品等
	水道光熱費		250,000	183,289	△ 66,711	事務所、ガス、電灯並びに共益費
	賃 借 料		1,032,000	430,000	△ 602,000	事務所賃借料
	家 賃		0	602,000	602,000	事務所家賃(科目変更)
	支 払 手 数 料		450,000	517,715	67,715	三井ファイナンス委託手数料
	電算購入繰入		500,000	500,000	0	電算購入積立金
	備品購入費		60,000	0	△ 60,000	
	慶 弔 費		100,000	136,630	36,630	会員関係慶弔費
	渉 外 費		350,000	334,511	△ 15,489	各種団体祝金等
	函 書 費		50,000	110,000	60,000	税務関係新聞購読料
	雑 費		100,000	6,833	△ 93,167	送金料等
	諸 税 公 課		50,000	60,100	10,100	自動車税等
管理費計			14,039,500	14,554,407	514,907	
事業費・管理費計			27,794,500	25,561,525	△ 2,232,975	
	車 両 費		120,000	3,422	△ 116,578	ガソリン代
	会 館 積 立 金		1,000,000	1,000,000	0	
	予 備 費		334,283	0	△ 334,283	
支出合計(B)			29,248,783	26,564,947	△ 2,683,836	
次期繰越収支差額 (C=A-B)			-	2,610,543	2,610,543	

Ⅱ 正味財産増減計算の部

1. 増加の部

科 目	決 算 額	摘 要
会館積立通知預金富士BK	1,000,000	
電算購入積立預金	500,000	
退職給与引当金の取崩益	2,880,000	
通知定期預金	2,000,000	
前期繰越増減差額金	3,386,349	
増加額合計(D)	9,766,349	

2. 減少の部合計

科 目	決 算 額	摘 要
会館積立引当金繰入額	1,000,000	
退職給与引当積立金	2,880,000	
電算購入引当金繰入額	500,000	
車 輛	856,600	
減少額合計(E)	5,236,600	
次期繰越増減額(F) (F=D-E)	4,529,749	
剰余金合計(G) (G=C+F)	7,140,292	

貸 借 対 照 表

昭和61年3月31日現在

資 産 の 部	負 債 の 部
<p>1. 流 動 資 産</p> <p>(1) 現 金 110,505</p> <p>(2) 当 座 預 金 217,265</p> <p>(3) 普 通 預 金 2,264,528</p> <p>(4) 国 債 100,000</p> <p>(5) 通 知 預 金 1,000,000</p> <p>(6) 定 期 預 金 1,000,000</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p>流 動 資 産 計 4,692,298</p> <p>2. 固 定 資 産</p> <p>(1) 有 形 固 定 資 産</p> <p style="padding-left: 20px;">什 器 備 品 2,094,800</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p>有 形 固 定 資 産 計 2,094,800</p> <p>(2) 其 他 の 固 定 資 産</p> <p style="padding-left: 20px;">電 話 加 入 権 86,949</p> <p style="padding-left: 20px;">保 証 金 348,000</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p>其 他 の 固 定 資 産 計 434,949</p> <p>(3) 基 本 財 産 定 期 預 金 5,000,000</p> <p>(4) 会 館 積 立 国 債 1,000,000</p> <p style="padding-left: 20px;">" 通 知 預 金 1,000,000</p> <p>(5) 電 算 購 入 積 立 通 知 1,000,000</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p>固 定 資 産 計 10,529,749</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>資 産 の 部 合 計 15,222,047</p>	<p>1. 流 動 負 債</p> <p>(1) 預 り 金 81,755</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p>流 動 負 債 計 81,755</p> <p>2. 固 定 負 債</p> <p>(1) 会 館 積 立 引 当 金 2,000,000</p> <p>(2) 退 職 給 与 引 当 金 0</p> <p>(3) 電 算 購 入 引 当 金 1,000,000</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p>固 定 負 債 計 3,000,000</p> <p>負 債 の 部 合 計 3,081,755</p> <p>3. 正 味 財 産</p> <p>(1) 基 本 金 5,000,000</p> <p>(2) 剰 余 金</p> <p style="padding-left: 20px;">次 期 繰 越 収 支 差 額 2,610,543</p> <p style="padding-left: 20px;">次 期 繰 越 増 減 差 額 4,529,749</p> <hr style="width: 80%; margin-left: 0;"/> <p>剰 余 金 計 7,140,292</p> <p>正 味 資 産 計 12,140,292</p> <hr style="width: 100%;"/> <p>負 債 及 正 味 資 産 合 計 15,222,047</p>

財 産 目 録

昭和61年3月31日現在

科 目	摘 要	金	額
資 産 の 部			
現 金			110,505
当 座 預 金	横 浜 銀 行 町 田 支 店	34,431	
	三 井 銀 行 町 田 支 店	91,478	
	協 和 銀 行 成 瀬 支 店	91,356	217,265
普 通 預 金	横 浜 銀 行 町 田 支 店	368,557	
	富 士 銀 行 町 田 支 店	332,952	
	八千代信用金庫 町 田 支 店	247,982	
	三 井 銀 行 町 田 支 店	338,699	
	住 友 銀 行 町 田 支 店	161,003	
	三 菱 銀 行 町 田 支 店	86,403	
	安田信託銀行 町 田 支 店	74,102	
	東京都民銀行玉川学園支店	67,928	
	東都信用組合 原町田支店	480,961	
	八千代信用金庫 南町田支店	105,941	2,264,528
国 債	国 際 証 券 町 田 支 店		100,000
定 期 預 金	横 浜 銀 行 町 田 支 店(基本金)	2,000,000	
	富 士 銀 行 町 田 支 店(")	1,000,000	
	八千代信用金庫町田支店(")	2,000,000	
	太陽神戸銀行 町 田 支 店	1,000,000	6,000,000
国 債	野村証券(株) 町田支店他9社	1,000,000	
(会館積立引当金)	富 士 銀 行 町 田 支 店	1,000,000	2,000,000
通 知 預 金			
(電算購入引当金)	八千代信用金庫 町 田 支 店	500,000	
	八千代信用金庫 町 田 支 店	500,000	1,000,000
	安田信託銀行 町 田 支 店		500,000
	三 和 銀 行 町 田 支 店		500,000

科 目	摘 要	金	額
保 証 金	事務所保証金		348,000
什 器 備 品	会旗(社団法人町田法人会)	㊦ 旗	
	複写機(キャノン)	㊦ 台	
	複写機(リコー)	㊦ 台	
	冷暖房機(東芝)	㊦ 器	
	冷暖房機(三洋)	㊦ 器	
	宛名印刷機	㊦ 機	
	タイプライター(シルバーリード)	㊦ 台	
	空気清涼機	㊦ 機	
	ホワイトボード	㊦ 枚	
	掃除機	㊦ 機	2,094,800
電 話 加 入 権			86,949
資 産 の 部 合 計 (A)			15,222,047
負 債 の 部			
預 り 金	源泉所得税	68,000	
	雇用保険料	13,755	
負 債 の 部 合 計 (B)			81,755
引 当 金 の 部			
会館積立引当金			2,000,000
退職手当引当金			
電算購入引当金			1,000,000
引 当 金 の 部 合 計 (C)			3,000,000
差 引 正 味 財 産			12,140,292

以上の通り報告致します。

昭和61年4月17日

社団法人 町田法人会
会長 三橋 忠正

以上の決算書類を監査したところ、適正かつ正確であることを認め報告します。

昭和61年4月17日

監事 岩 沢 正 義 ⑩
監事 加 藤 忠 男 ⑩
監事 村 田 清 ⑩

第3号議案 昭和61年度事業計画（案）承認の件

昭和61年度事業計画

事業計画の大綱については、「良き経営者たらんとするものの団体」としての姿勢を基本に本年度は次の諸点に重点をおく。

I 重点事項

1. 会員増強と加入率の向上

多年にわたる努力の結果、会員数及び加入率は相当高い水準に達している。しかし、地域的事情による会員移動が激しい現状にあるので、会員増強は会活動の目的達成には必要不可欠な要件であることを認識し、本年度も引き続き加入率の維持向上に努める。

2. 組織の充実強化

支部組織の強化等により地区会の活動基盤が整備されたが、なお一層の充実を図るため、各委員会組織の活発な活用と、これに連動した地区会との結びつきを強固にし、組織活動が十分発揮できるよう配意する。

3. 事業活動の拡大

本年度においては、効果的な事業活動を実施するため委員会と地区会、部会との緊密な連携のもとに主体事業を拡大し、会員企業の経営に役立つ、キメ細かい事業の実施に努める。

Ⅱ 事業計画

1. 組織の強化

- (1) 会員増強の積極的推進と加入率の維持
- (2) 各種委員会の機能の強化
- (3) 本部並びに地区組織の強化

2. 税制関係

- (1) 税制に関する調査研究
- (2) 税制改正要望大会に対する積極的協力
- (3) 政府、国会に対する要望

3. 税務行政関係

- (1) 会員の質的向上
- (2) 税務行政に対する要望意見の具申
- (3) 税務当局との研修会、懇談会の開催
- (4) 青色申告制度の普及
- (5) 納税協力団体との協調連携
- (6) その他税務行政に関する事項

4. 税務に関する研究、指導

- (1) 税法並びに取扱い通達の研究指導
- (2) 経営、経理の自主点検の普及並びに申告水準向上のための指導
- (3) 源泉徴収事務の適正化に関する指導
- (4) 小規模法人に対する記帳指導の推進
- (5) 既存ブロック制の共催事業の活用
- (6) その他税務に関する事項

5. 講習会、説明会関係

- (1) 税法、簿記、会計、経営に関する講習会の開催
- (2) 各種説明会の開催
 - (1) 改正法令等の説明会

- (ロ) 年末調整事務等に関する説明会
- (ハ) 源泉徴収事務等に関する説明会
- (ニ) 決算書、申告書作成に関する説明会
- (ホ) その他税務に関する説明会

6. 広報、出版関係

- (1) 法人会報の発行、会員名簿発行の準備
- (2) 法人会ニュースの発行
- (3) 各種資料の収集並びに頒布
- (4) 参考書、説明会用のテキストの取次
- (5) 改正税法並びに取扱い通達等の速報
- (6) 法人の税務の配付
- (7) その他広報に関する事項

7. 福利、厚生関係

- (1) 大型保障制度並びに退職共済制度等の普及及び加入推進
- (2) 会員の健康管理のため、人間ドック及びがん保険制度の普及並びに利用促進

8. その他

- (1) 会館建設資金の積立
- (2) 電算化に伴なう調査研修
- (3) 弁護士による法律説明会
- (4) 法律・経営についての相談
- (5) 会員章の発行

第4号議案 昭和61年度収支予算(案)承認の件

昭和61年度 収 支 予 算 書

自昭和61年4月1日～至昭和62年3月31日

1. 収 入 の 部

(単位 円)△は減を示す

科 目	昭和61年度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	摘 要
会 費 収 入	2,447,480	2,464,400	△ 166,600	
基本財産運用収入	200,000	269,000	△ 69,000	基本財産定期預金利息
補助金収入	2,500,000	2,494,000	6,000	全法連、東法連大型保障謝金等
雑 収 入	600,000	590,000	10,000	簿記講座等
受 取 利 息	100,000		100,000	普通預金利息
前期繰越収支差額	2,610,543	1,254,383	1,356,160	
収 入 合 計 (A)	30,485,343	29,248,783	1,236,560	

2. 支 出 の 部

科 目	昭和61年度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減	摘 要
講 習 講 演 会 費	2,000,000	1,568,000	432,000	税法説明会、簿記講習会等
研 究 懇 談 会 費	400,000	355,000	45,000	税務懇談会費等
地区、支部運営費	2,000,000	770,000	1,230,000	地区支部、事業費
会 報 発 行 費	2,640,000	4,292,000	△ 1,652,000	会報、法人会ニュース印刷並びに郵送料
連 合 会 報 費	694,000	1,872,000	△ 1,178,000	「法人の税務」購入費
広 報 費	550,000	332,000	218,000	野立看板地代、広告料等
連 合 会 費	500,000	400,000	100,000	東法連、三法連会費等
会 員 増 強 推 進 費	200,000	316,000	△ 116,000	増強月間運動諸費用
行 事 費	3,000,000	3,000,000	0	通常総会、青年部会、婦人部会費用等
通 信 費	1,955,000	550,000	1,405,000	電話料、行事等案内通信費用
印 刷 製 本 費	650,000	300,000	350,000	封筒、会員章作成費用等
事 業 費 計	14,589,000	13,755,000	834,000	
給 料 手 当	9,000,000	9,500,000	△ 500,000	職員給与並びにパートダイマ-支出
退 職 給 与 引 当 金 繰 入	0	207,500	△ 207,500	
退 職 金	0	0		
福 利 厚 生 費	100,000	110,000	△ 10,000	雇用保険、勤労者互助会等
役 員 会 費	450,000	250,000	200,000	定例理事会等費用
委 員 会 費	250,000	200,000	50,000	各委員会、会議費用
旅 費 交 通 費	500,000	450,000	50,000	役員交通費
消 耗 品 費	100,000	380,000	△ 280,000	衛生費等
事 務 用 品 費	400,000	0	400,000	事務消耗品、その他消耗品
水 道 光 熱 費	250,000	250,000	0	事務局、ガス、電灯料他
賃 借 料	-	1,032,000	△ 1,032,000	科目変更
家 賃	1,032,000		1,032,000	事務所家賃
支 払 手 数 料	600,000	450,000	150,000	三井ファイナンス委託手数料
電 算 購 入 繰 入	500,000	500,000	0	電算購入積立金
備 品 購 入 費	100,000	60,000	40,000	ガス温風機、冷蔵庫、写真機
慶 弔 費	100,000	100,000	0	会員供花代他
渉 外 費	350,000	350,000	0	関連団体、対外的慶弔
函 書 費	100,000	50,000	50,000	税務関係図書購入費用
雑 費	10,000	100,000	△ 90,000	
諸 税 公 課	100,000	50,000	50,000	印紙代
管 理 費 計	13,942,000	14,039,500	△ 97,500	
事 業 費 ・ 管 理 費 計	28,531,000	27,794,500	736,500	
車 両 費	0	120,000	△ 120,000	
会 館 積 立 金	1,000,000	1,000,000	0	会館建設積立金
予 備 費	954,343	334,283	620,060	
支 出 合 計 (B)	30,485,343	29,248,783	1,236,560	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (C=A-B)	0	0		

昭和60年度 会員増強功労者

表彰者名簿

(敬称略)

有限会社	クラウン興業	木口正	株式会社	越水商店	越水利二
萩生田産業株式会社	萩生田博	丸中興産株式会社	丸中興産株式会社	青木正保	
株式会社	三和	小山克己	なかじま商事株式会社	中島貞雄	
ケ－ユー商事株式会社	井上恵博	八弘商事株式会社	八弘商事株式会社	八木正雄	
株式会社	中里ハウジング	中里猪一	株式会社	中野屋	杉浦信男
有限会社	若林工務店	若林忠次	医療法人	社団芙蓉会	四ヶ所守
有限会社	前田	前田国太郎	新済美電気株式会社	佐藤敏雄	
岩波建設株式会社	岩波弘介	有限会社	コンピュータデザイン	吉田潤	
有限会社	丸孝家具店	八木下正男	アップル商事株式会社	山内晴夫	
株式会社	カイセ工業	貝瀬収三	東海住建株式会社	川田繁雄	
有限会社	林商店	林昭平	株式会社	誠和商事	村田昭直
ワタヤ商事株式会社	加藤史朗	株式会社	内藤電誠町田製作所	阿部洋一郎	
有限会社	古関商店	古関隆幸	愛洋商事株式会社	石川政二	
相模工機株式会社	大川健次	株式会社	マルサ園芸	佐藤中栄	
有限会社	ハッピーストア	木下公福	株式会社	相武冷凍センター	田中栄九
株式会社	総合図書	藤田義徳	株式会社	マツヤマ	松山在九
有限会社	露木商店	露木実隆	株式会社	アイコー	岩村英雄
株式会社	高山商店	高山隆	株式会社	電巧舎	尾辻胖
株式会社	マルカワ	小川量司	なかじま商事株式会社	なかじま商事株式会社	中島明江
株式会社	朝見工務店	朝見茂久	有限会社	小峰テニスクラブ	小峰武雄
有限会社	丸政商店	小山政継	高尾建設株式会社	高尾敏子	
千歳モーターズ有限会社	石阪昌司	株式会社	堤ビル	堤敏子	
株式会社	タカオ	高尾二芳	八昭印刷株式会社	上村徳次	
株式会社	町田中央建設	老沼和夫			



〔青年部会〕

第七回定期総会開催される

青年部部会長 金子 仙太郎

青年部会第七回定期総会は、去る5月9日定刻午後6時より町田商工会館二階会議室に於て、署より野坂統括官、会津指導官、親会から石井副会長ほか理事2名の出席のもと、多数部会員の参加を得て加藤副部会長の司会により開催されました。

まず、始めに金子部会長挨拶の後、青年部会杉浦相談役が議長に選任され議事に移りました。

議事のなかで部会の重要行事である昭和60年度の事業報告では、数々の事業の中から昨年11月8日に行なわれた第6回経営問題セミナーが好評で

66名の参加を得たこと、ついで本年2月14日に大蔵省印刷局への見学。

これは一般的にはなかなか機会のない事で参加者一同「大変いい経験をしました」と声があった等、活発な部会活動の報告がされ、その後の議事については、順調に審議承認されました。

なお、今年度事業は、昨年以上にきめこまかい有意義な部会活動にしていくとともに会員増強に努め会の充実を図る計画です。



青年部

講演会のおしらせ

『アッ大変だ！交通事故!!』

演題……経営者のための交通事故対策。
講師……加茂隆康氏（東京第一弁護士会所属）
日時……7月18日(金) 午後6時より

主催 町田法人会青年部
協賛 間税協力会青年部

会場：町田市民ホール第4会議室
〔参加無料〕

※当日質問等もお受けいたします。

〔婦人部会〕

第五回定時総会開催される

婦人部部会長 堤 敏子

婦人部会では、第5回定時総会が、6月12日(木)午後1時30分、初夏の候を想わせる陽気の中町田税務署会議室において、署より野坂統括官、会津指導官、親会より、鈴木副会長らの来賓のもとに、約30数名の部会員の出席により開催されました。

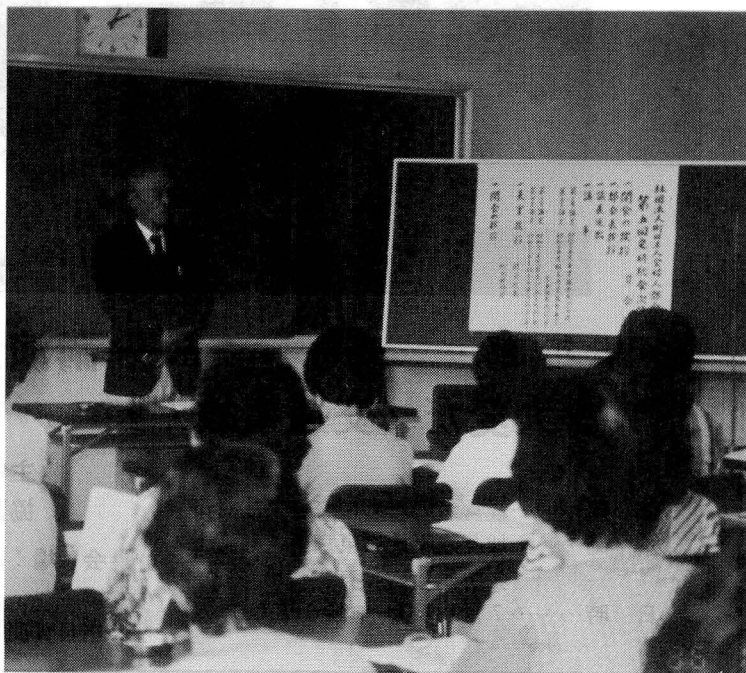
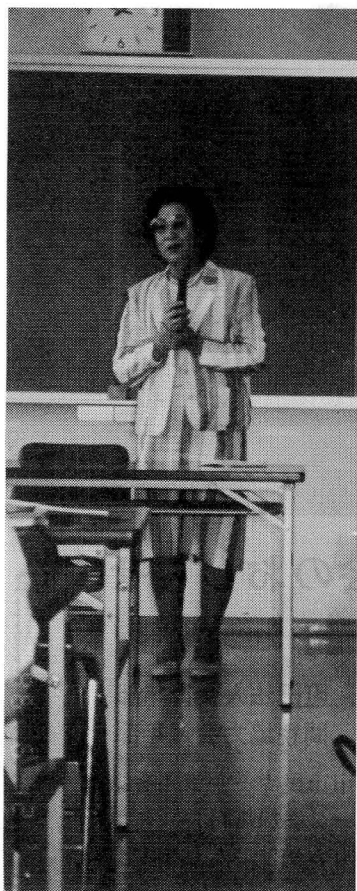
役員の上三沢さんの司会により、中島副部会長の開会のことば、堤部会長の挨拶、次いで議長が選出され、議事に入りました。

議事は、スムーズに進み、今年度も、充実した部会活動にしていきたいということで満場一致の

承認をいただき、滞りなく終わりました。

続いて、来賓紹介の後、鈴木副会長、野坂統括官より熱のこもった、指導支援のお言葉をいただき、役員の上三沢さんの閉会のことばで終了致しました。

その後、場所を同じくして、懇親会が、開かれ河野上席調査官による、見事なマジックショーやビンゴゲームなどで楽しく、和やかなうちに幕を閉じました。



〔婦人部研修会〕

珈琲教室開催する

婦人部会 堤 敏 子

3月25日、婦人部会の60年度最後の研修会を第一生命ホールをお借りして行いました。

今回は間税協力会の婦人部との初めての共催で各地区会、源泉部会よりの応援を得て60名をこえる参加者でした。

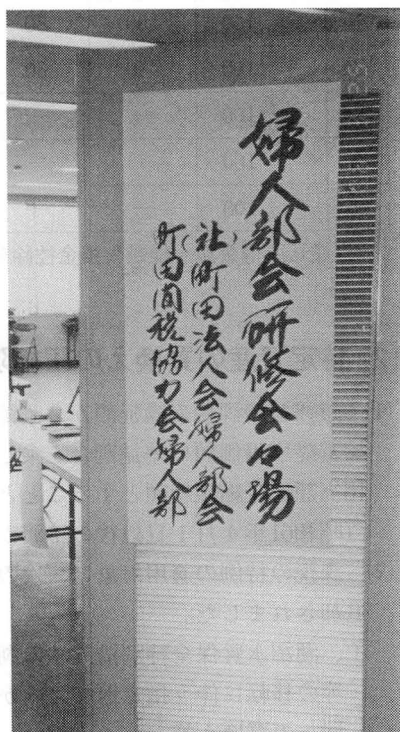
会長の応援もいただき心強く開会、コーヒー教室の斉藤先生の流暢な早口で始まりました。

それは前座で、コーヒーの産地、見分け方、保存の仕方、たて方の勉強をしました。実際にたててみて賞味し、和やかなうちに終了いたしました。



初めての共催の行事でしたが、大勢の方々が参加し友好の輪をひろげることが出来てよかったと思えました。そしてまた、何かの機会を持ちたいと考えております。

尚、4月21日にアートコーヒーより初級講座終了証書が送られてきました。



61年度 (法人税法関係) 改正税法のポイント

町田税務署より

～これだけは、知っておこう～

1 繰越欠損金の直近一年分は、控除が停止

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度について、欠損金の繰越控除をする事業年度の開始の前日1年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額については控除を停止する

特例が設けられ、昭和61年4月1日から昭和63年3月31日までの間に終了する事業年度について適用することとされました。

〔設例〕

年 度	ケースⅠ			ケースⅡ			ケースⅢ		
	所得金額 又は欠損 金額	控除額		所得金額 又は欠損 金額	控除額		所得金額 又は欠損 金額	控除額	
		改正前	改正後		改正前	改正後		改正前	改正後
56	100	—	—	△ 80	—	—	100	—	—
57	100	—	—	△ 40	—	—	100	—	—
58	100	—	—	△ 10	—	—	100	—	—
59	△ 80	—	—	20	20	20	100	—	—
60	△ 60	—	—	30	30	30	△ 100	—	—
61	100	100	80	50	50	50	20	20	—
62	100	40	60	50	30	30	30	30	30
63	100	—	—	50	—	—	30	30	30
64	100	—	—	50	—	—	30	20	30
65	100	—	—	50	—	—	30	—	10

(注) 所得金額＝繰越欠損金控除前の所得金額

2 特定資産の買換えの圧縮限度額が、2割縮減

- (1) 譲渡益の課税の繰延額が2割縮減され、圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じた額の80%相当額を圧縮限度額とすることとされました。(昭和61年4月1日以後の譲渡から適用)
- (2) 課税の特例の適用対象に、次の買換え等が追加されました。

イ、湖沼水質保全特別措置法の湖沼特定施設等の移転に伴う指定地域の内から一定の地域への買換え等。

ロ、半島振興法の半島振興対策実施地域の外から内への買換え等。

ハ、既成市街地等内の高度利用地区のうち市街地再開発事業の施行地域の外から内への買換え等。

- (3) 特定整備区域内の木造賃貸住宅等に係る買換えの特例について、買換取得資産(中高層賃貸住宅)に係る要件が整備されました。

〔設例〕帳簿価額1,000万円の資産を1億円で

譲渡し、1億円で買換資産を取得した場合。

(譲渡経費は、ない)

○差益割合は、 $1 - \left(\frac{1,000\text{万円}}{1\text{億円}}\right) = 0.9$

○圧縮限度額は

$(1\text{億円} \times 0.9) \times 0.8 = 7,200\text{万円}$

○課税所得は、 \uparrow 改正点

譲渡益 9,000万円 - 圧縮損 7,200万円

$= 1,800\text{万円}$

○買換資産の簿価は、2,800万円

3 欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置の改正

(1) 昭和59年度改正による、欠損金の繰戻しによる還付の停止措置が今回さらに2年延長されました。

(2) ただし、最近の急激かつ大幅な円高の影響を受けている中小企業に対し経営安定のため特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法の認定特定中小企業について、この繰戻し還付の不適用措置の適用を除外することにより、

法人税法の繰戻し還付（繰戻し期間1年）を適用することとされました。

同法に基づいて都道府県知事の認定を受けた特定中小企業者に限って、欠損金の繰戻しによる還付の停止措置を適用せず、欠損金の繰戻しによる還付を認めることとされました。

適用時期——昭和61年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

4 法人税率の特例の適用期限の延長

法人税率の上積み特例が、昭和62年3月31日までに終了する事業年度まで1年延長されました。

5 エネルギー基盤高度化設備投資促進税制の創設

エネルギー基盤の高度化に資するため2年間限りの措置としてエネルギー基盤高度化設備投資促進税制が、創設されました。

青色申告法人が、昭和61年4月1日から昭和63年3月31日までの期間内にエネルギー基盤高度化設備を取得し又は制作し若しくは建設し、これを取得等の日から1年以内に国内において事業の用に供した場合には、一定の要件の下で、次の特別償却、又は特別税額控除の選択適用ができる。

特別償却限度額は——設備の取得価額の30%
(輸入機器は36%)

特別税額の

控除限度額は——設備の取得価額の7%
(輸入機器は8.4%)

※ なお、この税額控除限度額が、当期の法人税額の20%相当額を超えるときは、税額控除できる額は、当期の法人税額の20%相当額を限度とすることとされています。

6 中小企業新技術体投資促進税制の拡充

この制度は、昭和59年度の改正により創設されたもので、青色申告書を提出する中小企業者等が、一定の電子機器利用設備（いわゆるメカトロニクス機器）を取得して事業の用に供した場合には、一定の要件の下に、取得価額の30%の特別償却、（輸入機器は36%）、又は取得価額の7%（輸入機器は、8.4%）の特別税額控除との選択適用を認めるというものですが、最近の中小企業者の実態及び国際経済情勢からみて我が国の輸入を促進することが緊急であること等から、適用期限を2年延長するとともに、輸入機器については、特別

償却率又は税額控除率を2割増しとする措置が講じられました。

対象設備——31機種追加し、逆に7機種除外
適用時期——昭和61年4月1日以後に取得等
又は賃借をして事業の用に供するものから適用

※ なお、リース資産については、これを使用する中小企業者等に対してリース料の60%相当額について7%の特別税額控除が認められています。

7 価格変動準備金の廃止

価格変動準備金の制度が期限の到来に伴い廃止されました。

適用時期——昭和61年4月1日以後に最初に

開始する事業年度から廃止されます。

8 国外関連者との取引に係る課税の特例

法人がその国外関連者で行う取引の価格が独立企業間価格と異なることにより当該法人の所得が減少する場合には、その取引が独立企業間価格で行われたものとして所得の金額を計算する制度

(移転価格税制) が創設されました。

適用時期——昭和61年4月1日以後に開始する事業年度について適用される。

法人税調査官が署内に勢揃いするとき

6月10日、大蔵省幹部、国税局長らの人事異動の発令があった。7月に入ると税務署長、一般職員の発令があるが、それを前にしていま税務署では、「調査休止」である。

全国の税務署では6月に入って実地調査を少しずつ減らし、署内では「ジュウシン(重審)」がはじまっていた。

それが10日に国税局長、局部長の発令があった。イッキに「人事ムード」に入り、6月中旬から実地調査はほとんどなくなる。これは「人事ムード」と同時に6月末が法人税事務年度の締め切りとなるため、1年間の総決算をしなければならずその仕事に取りかかれれば調査どころではない。

間もなく、各税務署とも1日中、全職員が勢揃いすることになり、こんな風景はこの6月と年末の12月だけである。

資金運用は行為者を明確にしておく

会社に余裕資金がある場合、これを活用して利益をあげようとするのは当然だが、その目

論みはずれることもよくある。

その場合、しばしば問題になるのはその「行為」をしたのは誰かという点だ。会社が短期的に行う資金運用には株式投資、商品売買などが典型的なケースだが、こうした「投機」で利益が出ればよいが、問題は損をしたときだ。

当局は、こうした事業活動が会社の「事業目的」になっていないことを理由に、代表者個人の行為であり、会社の損失とは認めないケースもある。

過去の税務訴訟や審査事例をみても、こうした「個人名義」の取引で生じた損失は、会社の損失とはみていない。

そのため、取引上の名義者は代表者などの個人であっても取締役会などの議事録でしっかり残しておく、会社としての取引であることを明確にしておくことが重要。

——納税通信第一九二六号より転載——



渡切交際費は本人への給与になる**機密費・接待費・旅費などの名義は問わない****調査官はここを否認した**

A社は、取引先との交際費に充てるため、役員5人に対して1人当たり毎月10万円（1年間の総額600万円）を支給していたが、精算することなく雑費勘定に計上していた。

ところが税務調査で、この支出は、①役員報酬として源泉徴収すべきである、②個々の役員の報酬は過大とは認められないが、この600万円の支出は、株主総会の定めた支給限度を超えた役員報酬であるから、損金の額に算入できないとの指摘を受けた。

なぜ否認されたか

法人が役員に対して機密費、接待費、交際費、旅費などの名義で支給した金額で、その費途が不明であるものまたは法人の業務に関係がないと認められるものは、その役員に対する給与を支給したものと同様の経済的効果をもたらすものであるところから、その役員に対する給与として取扱うこととされており（基通9-2-10(9)、事例のように、毎月定額により支給される渡切交際費は、報酬として取り扱われています（基通9-2-16）。

ところで、法人がその役員に支給する報酬の額のうち、不相当に高額な部分の金額と認められる金額は、各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません（法34）。

ここで、不相当に高額な部分の金額とは、法人が役員に対して支給した金額のうち、実質的に過大な金額と形式的に過大な金額のいずれか多い金額をいい

ます（令69）。

事例の場合は、報酬として支給している金額に、雑費勘定に計上している600万円を加えたところで、役員の報酬が不相当に高額かどうかの判定をすることになります。

一方、法人が機密費、交際費、接待費などの名義をもって支出した金銭で費途が明らかでないものは、損金の額に算入しないとの取扱いがあります（基通9-7-20）。

従って、費途不明の交際費等は損金に算入されないのが原則ですが、事例の場合は、役員報酬という費途であると認められたことになります。そのため、不相当に高額でない限り役員報酬として損金に算入されることとなりますが、株主総会において決定された役員報酬の額を超えていたために、損金の額に算入されなかったものです。

アドバイス

- ① いわゆる渡切交際費のうち定額のもものは報酬として損金となるが、過大な報酬となる部分や臨時的な部分は損金とはならない。
- ② 交際費等として支出された事績が明らかになるように、きちんと精算しておくことが得策。



海外渡航の観光部分は賞与

共通費用は旅行日数であん分

調査官はここを否認した

A社は、ヨーロッパにある取引先と商談を行うため、役員甲を出張させた。その際、甲の永年の功績に報いるためヨーロッパの観光地巡りもさせ、甲の妻も同伴させることとした。

旅行期間は、往復に2日間、取引先との商談が6日間、観光が4日間の計12日間の旅行であり、また、その費用は、①往復の航空運賃が100万円②宿泊費および商談に要した費用などの滞在関係の費用が110万円の合計210万円であった。

A社では、①の航空運賃のうち甲の妻分50万円を申告書別表4に役員賞与として加算した。

税務調査では、この海外渡航は業務上の旅行と観光旅行とを併せ行ったものであり、滞在関係費用110万円のうち、甲の妻の分および観光と認められる分として48万円の損金算入が否認された。

なぜ否認されたか

海外渡航であっても商談などのために要する費用は当然損金となるものですが、その海外渡航の機会を利用して観光などの旅行も併せて行うことがあり、どこまでを損金とするかが問題となる例が多くみられます。

そこで、税務上は、損金となる海外渡航費の範囲を、①その海外渡航がその法人の業務上必要なものであり、かつ②渡航のために通常必要と認められる部分の金額に限ると定めています（基通9-7-6）。

業務上必要な海外渡航とは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間などを総合勘案して実質的に判定することとされていますが、次に掲げるような旅行は、原則として業務上必要なものとは認められません(基通9-7-7)。

- (1) 観光渡航の許可を得て行う旅行。
- (2) 一般の旅行会社などが行う団体旅行に応募してする旅行。
- (3) 同業者団体などが主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの。

海外渡航が業務を目的とした旅行と観光旅行とを併せて行うこととしたときには、その海外渡航に要した費用を業務上必要な旅行と観光などの旅行とに区分計算する必要があります。区分計算に当たっては、そのどちらにも共通する部分はそれぞれの旅行期間の比率によってあん分します。

なお、この場合でもその海外渡航のおおむね全期間が商談であり、その機会に観光を併せて行うものであるときは、往復の旅費(取引先の所在地などその業務を遂行する場所までのものに限る)については、全額を旅費として損金に算入できます(基通9-7-9)。

法人の役員が、業務上必要と認められる海外渡航の際、妻などを同伴者とし、その旅費をも法人が負担したときは、その同伴者の旅費は損金の額に算入されず役員賞与として取り扱われます。

ただし、役員が身体障害者であり、渡航中常時同伴者による補佐を必要とする場合など、明らかにその海外渡航の目的を達成するために同伴が必要なときは、同伴者の旅費も損金の額に算入することができます(基通9-7-8)。

以上の海外渡航費の取扱いを、この事例の場合に当てはめてみますと、次ページの表の通りとなります。

ア ド バ イ ス

① 観光目的で交付された旅券では、業務上必要な旅行とは認められないことが多いので、できる限り業務渡航の目的の旅券をとる。

② 海外渡航を行った場合には、業務上必要かどうかをチェックされることが多いので、資料、記録などは大切に保存する。

A 社の場合の取扱い

渡航経路	東京→ロンドン→パリ→ローマ→アムステルダム→東京
日 程 (12日間)	往復の日数 2日間：東京→ロンドン(1日)、アムステルダム→東京(1日) 商談の " 6日間：ロンドン(6日間) 観光の " 4日間：パリ(2日) ローマ(1日) アムステルダム(1日)
費 用 (210万円)	<p>(1) 往復の航空運賃など 100 万円 【A 社の経理処理】 ◎ 海外渡航費 50 万円 ◎ 役員賞与 50 万円 往復の航空運賃などの 100 万円のうち、50 万円については甲の妻分であるため、申告書別表 4 に加算した。 【税務上の判定】 ◎ A 社の経理処理を是認 役員が海外渡航の主要な部分が取引先との商談であり、業務の遂行のためのものと判定されたため、A 社の処理が認められた。</p> <p>(2) 滞在関係費用 { 宿泊関係費用 40 万円 110 万円 { 商談 " 50 万円 観光 " 20 万円</p> <p>【A 社の経理処理】 ◎ 海外渡航費 110 万円 【税務上の判定】 ◎ 旅費と認められたもの 62 万円 $\left(\begin{array}{l} \text{宿泊関係費用 } 40 \text{ 万円} \times \frac{1}{2} \times \% = 12 \text{ 万円} \\ \text{商談関係費用 } 50 \text{ 万円} \end{array} \right.$ ◎ 役員賞与 48 万円…滞在関係費用 110 万円－海外渡航費 62 万円＝48 万円</p> <p>宿泊関係費用 40 万円のうち、業務上必要と認められる費用は、その役員分 20 万円 $(40 \text{ 万円} \times \frac{1}{2})$ に商談のために要する日数の占める割合 (%) が海外渡航費として認められた。 また、商談関係費用 50 万円は、業務上に必要なものであるため損金と認められるが、観光関係費用 20 万円は業務上必要なものではないため、役員賞与となり損金に認められない。</p>

商法・有限会社法改正試案について

3月19日の東法連第2回商法改正問題小委員会（委員長・鈴木利次氏）は、法務省民事局付検事・大谷禎男氏から、商法改正の趣旨等についてお話しをお聞きし、いろいろと質疑応答がなされた。これはその概要である。（文責・東法連事務局）

《講話》

1. 最低資本金

〔現行法〕

有限会社——資本の総額が10万円未満であってはならない。

株式会社——特に規定はない（ただし設立時、1株5万円×発起人7名＝35万円を要する。）

商法における株式会社は、そもそも多数の者から出資を募り、大資本を形成し、大規模な事業を展開することを想定している。しかし、現実には、商法で考えられた株式会社の形態からは程遠い株式会社が多数存在し、今日に至っている。

また、有限会社は、本来、大会社を想定した商法における株式会社と比較して、小規模な会社に相応しい企業形態として選択されることが想定されている。昭和26年に資本の総額の最低限の定めがそれまでの1万円から10万円に引き上げられているが、長い年月を経過してこの最低資本金額は実態にあわなくなってしまうている。

〔改正試案の方向〕

有限会社 500万円程度

株式会社 2,000万円程度

株式会社のような有限責任の会社にあっては、会社債権者への弁済の担保は会社の資産のみに限られ、会社の取締役等は基本的には責任を負わない。商法で考える会社らしい会社には、それなりの財産的基盤が必要であり、それにはある程度の最低資本金をもったうえで事業活動を展開すべきである。先に法務省民事局参事官室公表の「問題点」において、株式会社2,000万円程度、有限会社1,000万円程度とする線ではどうかということに関係諸団体に意見照会を行ったところである。

参考例として、昭和59年、韓国の会社法に最低資本金制度が導入され、株式会社で5,000万ウォン、有限会社では1,000万ウォン（当時の為替相場で1ウォン＝約30銭、株式会社＝約1,500万円、有限会社＝約300万円）となった。わが国においてもこれをあまり高い額にすると、経済の活性化を損なう恐れがあることや、現実の実現可能性ということも考慮しなければならない。先の意見照会に対する各団体からの回答等を総合・勘案して現段階においては、資本金の最低額は、**有限会社500万円程度、株式会社2,000万円程度**ではどうかと考えている。しかし、この金額は最終的に決まったものではない。

今回の最低資本金制度の導入について、新設法人についてはさして問題にならないと思われるが、既存会社についてはいろいろと問題となろう。既存会社の最低資本金については現行どおりでもよいのではないかとする意見もあるが、それは制度として相応しくないばかりか、会社売買が盛んに行われるなどして不適切な現象を生むことが予想されるため、既存会社についても同額の資本金とする考えである。しかし、法改正とともにこれを直ちに満たせというのは困難なことであり、最低資本金を充足するための措置として**3～10年の間**で適当な猶予期間を設け、この間に徐々に資本金額を増額して最低資本金額に到達してもらうことを考えることになろう。

なお、この経過措置期間中に各々の最低資本金に到達できなかった会社については、組織変更の手続きを要するものとするなどの手当てが検討されている。

2. 監査役の資格

〔現行法〕

商法 254条ノ2には取締役の欠格事由として次の4つが定められており、監査役にもこれが準用されている。

- ① 禁治産者または準禁治産者
- ② 破産の宣告を受けて復権していない者
- ③ 商法、商法特例法、有限会社法に定められた罪によって刑に処せられ、執行を終わった日または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 商法等以外の罪（一般的な罪）によって、禁固以上の刑に処せられてその執行を終わるまで、または執行を受けることがなくなるに至るまでの者

〔改正試案の方向〕

監査役は、取締役の直系親族、配偶者その他取締役と生計を一にする者であってはならない。

今回の論議は、現行法における4つの欠格事由に関わるものでなく、全く別な観点から一定の制約を監査役に設定しようというものである。監査役は業務執行機関である取締役とは別の機関であり、これを監督する、いいかえれば会社の適正な運営をチェックするという第三者的な機能を期待されている。しかし、実際にはこれが形骸化している場合が非常に多い。卑近な例でいえば、一家の主人が代表取締役で、妻や子が監査役であったりする。このように監査役が取締役と親密な関係にある者では、監査の適正が期待できないのではないか。このような問題意識から監査役について一定の資格制限を設けてはどうかということが考えられているのである。

3. 貸借対照表等の登記所における公開

〔現行法〕

株式会社——貸借対照表を日刊新聞または官報によって公告することを要する。さらに商法特例法第2条に該当する会社（資本金5億円以上また

は、負債総額 200億円以上）は、これに損益計算書も合わせて公告することを要する。

有限会社——特に規定はない。

この規定は形骸化が著しく現実にこれを履行している会社は、上場会社等ごく一部の会社に限定されている。

〔改正試案の方向〕

株式会社——貸借対照表および損益計算書の**登記所への提出を要する**。登記所ではこれらの書類を一般に公開する。

有限会社——貸借対照表のみ登記所への提出を要する。なお、資本金1億円以上または負債総額10億円以上の会社は、合わせて損益計算書の提出も要する。登記所ではこれらの書類を株式会社と同様に公開する。

現状において計算書類の公告が甚しく形骸化しているが、規模の小さい会社については現行法における公告を要求する実体上の必要がないということも考えられる。それなら商法特例第2条以外の会社はこれをしなくともよいことにしようというひとつの考え方もある。しかし、それでは特例法第2条以外の会社の決算書類公開の途を塞いでしまい、一般の目に触れることが全くなくなってしまう。債権者保護の見地から問題があろう。

そこで代わって考え出されたのが**登記所における公開**ということである。有限会社についても同様の見地から、新たに公開を求めることになるろう。

しかしながら、ただちにこれを全面的に採り入れるためには、行政および会社側双方の受入れ体制の整備等を検討しなければならず、現在登記所で進めている不動産関係の登記のコンピュータ化の進捗状況などをにらみながら、会社規模による経過措置を設けるなどしてはどうかということも考えられている。

4. 専門家による「調査」

〔現行法〕

株式会社——商法特例法第2条の該当会社（資

本金5億円以上、または負債総額200億円以上)は会計監査人(公認会計士または監査法人)の監査を要する。

有限会社——特に規定はない。

もともと商法は、会社の計算のチェックは監査役がこれを行うこととしているが、理想どろりにっていないのが実態である。これも極めて形骸化が著しい。そのため会社の計算の適正・明確化の担保を監査役以外の別の者に期待せざるを得ないだろうという考えがでてくる。昭和49年の商法改正で資本金5億円以上の株式会社に対し会計監査人(公認会計士または監査法人)による監査の制度が新しく導入された。公認会計士は1万人にも満たないのに対し、株式会社は100万社を超えるという実態から、すべての株式会社が公認会計士の監査を受けるべきものとするのは不可能であり、会社の負担能力からみても妥当ではないということから一定規模以上の会社のみを対象としたわけである。その後の改正で、負債総額200億円以上の会社も会計監査人の監査を受けなければならぬとされたが、これ以外の会社については監査役による監査のみで、依然として形骸化した形で今日に至っている。

〔試案の方向〕

株式会社——資本金3,000万円以上、または、負債総額3億円以上の会社は、会計専門家による「調査」を要する。

有限会社——資本金1億円以上、または、負債総額10億円以上の会社は、会計専門家による「調査」を要する。

会計監査人の監査を受けない会社についても、会社の計算の適正・明確化のための何らかの措置をとらなければならないことが問題とされている。そこで公認会計士による監査以外の別な形で計算の適正・明確をチェックする制度として、会計専門家による「調査」が考えられている。そこでこの会計専門家とは誰なのか、調査とは何なのか、が各々問題となるが、この「調査」問題の検討を行うため、昨年暮れに「商法監査問題研究会」が

設置され、何回か検討を重ねた。メンバーは公認会計士、税理士のほか、法務省、大蔵省等の関係省庁、法律、会計関係の学者からなり、その結果は、今後の法制審議会に報告・提出されることとなっている。

この「調査」がどのような会社に適用されるかといえば、商法特例法第2条の基準に該当する会社は現行どおりとし、それ以外の株式会社は原則として専門家による調査の対象とすることが考えられる。ただし、資本金3,000万円未満かつ負債総額3億円未満の会社は、この「調査」を受けたくなければ受けなくてもよいこととする一方、相当の規模以上の会社であれば、商法特例法第2条の基準に該当しない会社でも進んで公認会計士による監査を受けたいとするものはこれによっても可とする方向で検討が進んでいる。また、監査役機能が形骸化しているのなら、この際、会社によっては(資本金1億円未満かつ負債総額10億円未満を考えている)、監査役を設置を省略する余地を認めようとする考えもある。現在の公認会計士による監査は監査役による監査と密接・不可分なものと考えられ、公認会計士は会計の監査を行ない、他方、監査役は会計監査以外の業務監査を主として行い、会計監査は補完的に行うということで制度が組み立てられている。だから監査役が存在しない会社に公認会計士による監査を認めることは制度上、無理がある。そのため、公認会計士による任意監査を認める会社は監査役が強制される会社にしなないと、制度上、適切ではないだろうということから、どんな会社でも公認会計士監査を受けられるというのではなく、監査役を設置を強制される会社についてのみ任意監査を認める方向で検討が進められている。

会計専門家については、会社の経理に詳しい者となると、税理士が第一に候補者として考えられると思うが、最終的には定まっていない。

町田法人会

事業日程表

昭和61年度 新設法人説明会					昭和61年度 決算期法人説明会					昭和61年度 中級実務簿記講座				
月	日	曜	会 場	講 師 名	月	日	曜	会 場	講 師 名	月	日	曜	講師名 印 東 篤 誼 会場 町田商工会館	
4	23	水	税務署	和田 精二	4	21	月	税務署	園田 安弘	8	25	月		
5	16	金	〃	池田 元七	5	19	月	〃	佐藤 俊夫	9	1	月	〃	
6	20	金	〃	柴田 文麿	6	23	月	〃	佐野 三雄	9	8	月	〃	
7	17	木	〃	植木 幹夫	7	21	月	〃	土方 周利	9	16	火	〃	
8	22	金	〃	田中 修一	8	25	月	〃	堀田 光彦	9	22	月	〃	
9	19	金	〃	長崎 真人	9	25	木	〃	飯野 忠行	9	29	月	〃	
10	17	金	〃	井家上 叶	10	20	月	〃	岡本 宗男	10	6	月	〃	
11	21	金	〃	中村 博充	11	18	火	〃	小林 進	10	13	月	〃	
12	12	金	〃	大沢 一郎	12	15	月	〃	田中 栄	10	20	月	〃	
⁶² 1	16	金	〃	山内 芳	1	19	月	〃	渋谷 俊夫					
2	20	金	未 定	信原 輝久	2	23	月	未 定	石井 一弘					
3	20	金	〃	印東 篤誼	3	23	月	〃	西田 幸一					

次回の経営相談日は、

7月29日に決まりました。

新 会 員 の ご 紹 介

(61年3・4・5月分)

法 人 名	代表者名	所 在 地	業 種	電 話
ビストロ・マリー・ルー	本田 実	原町田3-1-4	フランス料理	28-2547
(株)エヌ・エス・サーキット	新村 寿夫	〃 3-9-22 萩原ビル2F	電子部品販売	23-4701
テック電子(株)町田営業所	松崎 章	〃 4-18-3	流通機器 OA機器等販売	25-1721
明 和 建 設(株)	丸山 一利	〃 4-20-18	建築、設計・施工	28-7869
町田テレコムセンター(有)	手嶋 誠人	森野2-3-10	通信事務代行	28-4521
(株)新 興	遠藤 秋男	〃 2-27-12 高成田ビル2F	自転車販売	23-4750
(有)ノースランド	高杉 州二	〃 6-359	小売業、喫茶業	22-5793
(有)下村増田屋商店	下村 栄明	旭町1-21-3	そば屋	25-4887
(有)渋江工務店	渋江 操	本町田2047-6	建築業	22-3468
(有)市川コンサルタンツ	市川 和男	〃 2232	土木・建築、設計コン サルタント	23-3728
(有)ジャパンパワーバルブ	熊谷 博将	〃 3047-4	バルブ製造販売	25-3711
(有)鈴 章 組	鈴木 章三	〃 3671	土木業	23-2428
(有)サ サ キ 薬 品	佐々木一幸	玉川学園1-22-20	薬品・雑貨販売	23-4986
(有)龍 門 舎	宮田 輝秋	〃 3-7-17	コンピューターソフト の製作・販売	25-9423
(有)横 尾 塗 装	横尾 正	〃 5-1-6	各種塗装工事、保温	32-9874
(株)い そ べ	磯部 寿一	〃 7-5-3	生花・園芸用品販売他	26-0878
(有)三 界	大澤 守	南大谷724	不動産管理	23-4723
(有)豊 進	丸山 緑	小川1631	健康器具・用具販売	95-7620
(有)園 企 業	村上 園子	つくし野2-32-12	不動産管理 経営コンサルタント	96-9936
(有)オ ー デ ィ ー	小田 昌子	南つくし野2-5-13	容器の企画・販売	95-6249
(株)ホーチキ物流センター	高橋 典之	鶴間286-1	梱包、荷役	95-7715
(株)ラムテック	草野 文子	成瀬1600	電子機器設計・製造	96-0350
(株)アイザワフォトサービス	相澤 勝雄	〃 2118-100	婚礼写真撮影	26-1743
ヒロセ電子(株)	広瀬 静香	〃 2712-14	電子部品卸し	26-8181
(株)ア ー ク	荒木 一	成瀬台4-21-30	コンピューター ソフト・ハード	23-2150
成瀬エンジニアリング(有)	尾原 慶治	南成瀬5-3-3 センチュリーハイツ9-103	水処理機器の販売	28-7768
(株)三 世 光 機	村野 元吉	大蔵町21	金属部品加工	35-5146
(有)トータルライフ	若尾 卓三	三輪町1724	損害・生命保険代理業	044-988-8649
(有)き ん 屋	神田 勝利	鶴川2-14-21	呉服・和装・小物・小売	35-3759
(有)整 健	室井 トキ	真光寺町800-1	医療機器他、卸小売	34-7594
岳 大 土 木(株)	佐々木正直	山崎町1635-1	建設業	92-8695
(有)共 和 技 建	中坪 共和	矢部町2761-4	測量業建築士事務所	97-1752
(有)ダ イ ワ 設 備	清澤 靖喜	小山町959-2	冷暖房設備	97-0609

～ 税 の 作 文 募 集 ～

④応募資格 高校生であればどなたでも応募できます。

④テーマ 税に関するものであれば、何でも結構ですが、次のような例を参考にしてください。

○税や税務署についての意見

○税について学校などで学んだことについての意見

○税務署などを見学したことがあればその経験や印象

○税についての家族の体験談
やまわりの方の話を聞いて、
自分が考えたこと

④応募点数と字数 1人1編、3,000字以内で、末尾に住所、氏名、学校名、学年、学校の所在地を書いてください。

④締切 9月5日(金)までに税務署へお送りください。

④表彰 優秀作文には、賞状と記念品を贈呈します。

税の作文募集についてのお問い合わせは税務署総務課へ 電話 0427-28-7211

～ 昭和61年度国家公務員採用Ⅲ種試験(税務)のお知らせ～

1. 受験資格 昭和41年4月2日～昭和44年4月1日生まれのもの

2. 受験申込用紙の配付及び申込受付期間等

(1) 受験申込用紙配付期間 6月18日(水)～7月16日(水)

(2) 受験申込用紙請求先及び申込先 人事院関東事務局

〒100 東京都千代田区大手町1-3-3

大手町合同庁舎第3号館(9階) TEL. 03-214-1621

(注) 受験申込用紙については、最寄りの税務署にも用意してあります。

(3) 申込受付期間 7月9日(水)～7月16日(水)

※詳しくは、最寄りの税務署又は東京国税局人事第二課試験係へおたずねください。

東京国税局 電話 03-216-6811 内線 2059・2060

～ 社会保険に加入していない事業所の適用について～

健康保険法及び厚生年金保険法の改正に伴い、従来社会保険の加入について任意とされていた『サービス業等の業種で常時5人以上の従業員を使用する法人の事業所』が昭和61年4月1日から、さらに『あらゆる業種で常時5人未満の従業員を使用する法人の事業所』が昭和62年4月1日から、それぞれ段階的に、健康保険、厚生年金保険に加入する(任意加入ではなくなる)ことになりました。

つきましては、今年度は、その第一段階として、健康保険及び厚生年金保険に加入されていない『サービス業等の業種で常時5人以上の従業員を使用する法人の事業所』について、社会保険事務所へ新規適用(加入)の手続きをしていただくこととなりますので、事業主の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、新規適用の方法、社会保険制度等についての御質問は、下記あて御照会下さい。

〒192 八王子市南新町4-1

八王子社会保険事務所 適用課及び社会保険調査官

☎ 0426 (26) 3511

事務局だより

会員のみな様、ご健勝のことと思います。

法人会は、みな様の会でありますので、次の事項をお願いいたします。

- ① 会社の名称、所在地、代表者等に変更がありましたら、すみやかに電話又は書面をもって事務局にご連絡下さい。
- ② 会報の内容充実のためご意見等ございましたら事務局までお知らせ下さい。
- ③ 同封致しましたはがきアンケートにご協力下さい。

従業員の退職金制度の充実に……

東法連特定退職金共済制度

従業員の福利厚生をはかって勤労意欲をたかめ

人材を確保して事業の安定成長をはかることを目的とした制度です。

この制度のすぐれた特色

- ★掛金は1人月額16,000円まで全額損金(必要経費)処理できます
- ★将来支払うべき多額の退職金を月々わずらわしい掛金で計画的に準備できます
- ★従業員への着目とそその安定を計り、企業発展に役立ちます
- ★掛金は1口1,000円から最高16口16,000円まで

〈過去勤務期間通算制度〉※新規加入事業所のみ適用されます。

採用のメリット

1. 被共済者の過去勤務期間を通算することにより、さらに充実した退職金制度が確立できます
2. この取扱による掛金(過去勤務掛金)は全額が損金または必要経費に計上できます。



お問い合わせは……

(財)東法連特定退職金共済会

〒160 東京都新宿区坂町13-4・全法連会館内
電話(03)357-1641

取扱会社

大同生命保険相互会社

町田支社
〒194 東京都町田市市中町2-2-5
電話(0427)22-5756・2810